

J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（新旧対照表） ※2026年10月1日付で変更

■ J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（エコジョーズ料金コース）

変更後	変更前	変更
<p>2.適用条件</p> <p>本個別約款の適用条件は、次のとおりといたします。</p> <p>定格給湯能力が60号以下（1号とは水温よりも25℃高い湯を1分間に1リットル給湯できる能力をいいます。）の高効率給湯器を専用住宅又は1需要場所に設置するガスメーターの能力（J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款 18(1)ただし書きの規定により料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が10立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまがエコジョーズ料金コースを希望されること。</p> <p>5.精算</p> <p>2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、5（3）において同じ。）までさかのぼって J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（一般Sコース） に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。</p> <p>6. 設置確認及び解約等</p> <p>(1) 当社又は大阪ガスは、高効率給湯器が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、新たに申し込みをされたお客さまについては、当社は本個別約款の申し込みを承諾しないこととし、既にエコジョーズ料金コースを締結されているお客さまについては、他の契約種別への変更又は契約の廃止等の手続きを行っていただきます。</p>	<p>2.適用条件</p> <p>本個別約款の適用条件は、次のとおりといたします。</p> <p>定格給湯能力が60号以下（1号とは水温よりも25℃高い湯を1分間に1リットル給湯できる能力をいいます。）の高効率給湯器を専用住宅又は1需要場所に設置するガスメーターの能力（J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款 18(1)ただし書きの規定により料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が10立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまがエコジョーズ料金契約を希望されること。</p> <p>5.精算</p> <p>2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、5（3）において同じ。）までさかのぼって J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款および J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（一般コース） に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。</p> <p>6. 設置確認及び解約等</p> <p>(1) 当社又は大阪ガスは、高効率給湯器が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社は本個別約款の申し込みを承諾しない、又はエコジョーズ料金契約を解約することといたします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

(2) 高効率給湯器を取り外した場合又は使用しなくなった場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、高効率給湯器を取り外した場合又は使用しなくなった場合は、エコジョーズ料金コースから他の契約種別への変更又は契約の廃止等の手続きを行っていただきます。

・料金表

(2) 料金表

① 料金表A

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 335. 00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	--------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	145. 54円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

② 料金表B

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 418. 20円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	--------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	141. 38円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

③ 料金表C

(2) 高効率給湯器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、高効率給湯器を取り外した場合は、エコジョーズ料金契約を解約したものとみなします。

・料金表

(2) 料金表

① 料金表A

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	759. 00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	-----------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	167. 41円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

② 料金表B

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 269. 48円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	--------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	141. 88円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

③ 料金表C

変更

変更

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1,600.70円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	137.73円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

④ 料金表D

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1,867.70円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	135.06円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	3,393.70円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	127.43円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1,452.30円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	138.23円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

④ 料金表D

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1,719.15円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	135.56円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	3,244.89円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	127.93円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	6, 678. 70円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	--------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	120. 86円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

・付則

1. 本個別約款の実施期日

(実施期日)

この改正規定は、2026年10月1日から実施します。

ただし、5(1)の規定は、条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日が2026年10月末日以前の場合、条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日から2026年10月定例検針日までの期間の使用量に基づく料金に関しては、「一般Sコース」を「一般コース」に読み替えるものといたします。

2. 本個別約款の実施に伴う切替え措置

(削除)

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	6, 529. 62円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	--------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	121. 36円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

・付則

1. 本個別約款の実施期日

2. 本個別約款の実施に伴う切替え措置

(1) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2019年10月1日より前であって、2019年10月1日から同月31日までの間に支払義務が発生する料金については、現行のJ:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款の変更前のJ:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款（以下「旧基本約款」といいます。）および本個別約款の変更前のJ:COM ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（エコジョーズ料金コース）（以下「旧個別約款」といいます。）に基づき算定いたします。

(2) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2019年10月1日より前であって、2019年11月1日以降に支払義務が発生する料金については、次の算式により算定いたします。

追記

削除

(算式)

$$\text{料金}(\times 1) = (\text{イ}) \text{消費税率を8パーセントとして算定した料金}(\times 2) \times a + (\text{ロ}) \text{消費税率を10パーセントとして算定した料金}(\times 3) \times (1 - a)$$

- ※1 各項の算定においては、1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨ていたします。
- ※2 (イ)の基本料金および、調整単位料金の算定にかかる基準単位料金については、旧個別約款別表の各料金表を適用いたします。
- ※3 (ロ)の基本料金および、調整単位料金の算定にかかる基準単位料金については、本個別約款別表に規定する各料金表を適用いたします。

(備考)

a = 前回確定日(*)の翌日から起算して2019年10月31日までの期間の月数(**) / 前回確定日(*)の翌日から起算して2019年10月1日以後最初の支払義務発生日までの期間の月数(**)

- * 前回確定日とは、2019年9月30日以前の支払義務発生日のうち最後のもの(支払義務発生日がない場合は新たにガスの使用を開始した日)をいいます。
- ** 月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月といたします。